

権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）に関する 意見の概要

1. 権利制限の一般規定の必要性について

（必要性）

- 訴訟になれば最終的には侵害が否定されとしても、明文の規定がない限り、新規事業や新たなサービス創出にとって萎縮効果が働いてしまうのではないか。
- 米国のように、自らリスクをとって創造的な試みに挑戦できる環境作りのために不可欠ではないか。
- すべての場合を個別限定列挙で書き切ることが不可能であり、将来予期できない技術進歩に迅速に対応するためには一般規定が必要ではないか。
- 写り込み等インターネットによって爆発的に増えている問題への柔軟な対応の観点からも必要ではないか。
- 研究開発など公共的な利益を確保する観点から、今まで行われていなかった行為を新たに可能とすることができるのではないか。

（留意事項）

- 権利制限の個別規定の改正や裁判所の柔軟な法律解釈により対応できるのではないか。
- 日本人の法意識等に照らしリスクを内包した制度はうまく機能するか。
- 様々な要素により社会全体のシステムが構成されており、経済的効果について過大な期待をかけるべきではないのではないか。
- 法体系全体との関係や諸外国の法制との間でバランスを欠くことはないか。

2. 仮に一般規定を導入した場合の論点

（1）一般規定の趣旨

- 一般条項を設けるとしても、「一億総犯罪者」になってしまうことを防止するために侵害を否定するという、いわば「防御」のための規定を設けるという理解をするのか、それとも、フェアユース規定を設ければ新たにこんなビジネスもできるというような、いわば「攻撃」のための規定を設けるという理解をするのかによって、変わってくるのではないか。

(2) 一般規定を導入した場合の条件整備

- 柔軟な制度にするためには、法制度だけではなく幅広いアプローチが必要であり、紛争や利害の調整をする機能を高めなければならない。例えばガイドラインを策定・充実させるとか、司法の機能やADRの組織を充実させるなどの措置が必要ではないか。

(3) 一般規定と個別規定の関係

- フェアユース規定のような一般条項によって権利の制限を行うことについて、裁判所における審理の観点からは、個別具体的・限定的な規定があるほうが適正・迅速な裁判の確立という目的からするとやりやすいのではないか。
- アメリカのフェアユース規定のように、権利制限規定の冒頭に一般条項を置く方法もあるが、それよりは権利制限規定の末尾に置いて、いわゆる受け皿規定にしたほうがいいのではないか。著作権法49条の2として一般規定を設けてはどうか。

(4) 一般規定の具体的な規定振り

- 「公正な利用は許される」のようなオープンな規定よりは、一定の考慮要素を掲げて「……に照らしてやむを得ないと認められる利用」は許されるとか、「……に照らして公正と認められる利用」は許されるとか、一般条項の適用に際して考慮される事情を掲げておくほうが、柔軟な中にも明確性が得られ、そして個々の判断にも正当性が得られることになるのではないか。
- 具体的に考慮要素としてどのような事情を掲げるべきかについては今後の課題であり、例えば「著作物の性質」とか「利用の目的及び態様」などいろいろ考えられるのではないか。

権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入 に関する検討の視点

1. 権利制限の一般規定の必要性について

権利制限の一般規定の導入に当たっては、次のような点に留意が必要である。

- i) 権利制限の個別規定の改正や裁判所の柔軟な法律解釈により対応できるのではないか。
- ii) 日本人の法意識等に照らしリスクを内包した制度はうまく機能するか。
- iii) 様々な要素により社会全体のシステムが構成されており、経済的効果について過大な期待をかけるべきではないのではないか。
- iv) 法体系全体との関係や諸外国の法制との間でバランスを欠くことはないか。

2. 仮に一般規定を導入した場合の論点

(1) 一般規定の趣旨

- (ア) 実質的な不利益はないにもかかわらず、形式的には権利侵害に当たる事例を解決するため。
- (イ) 予想できなかった技術の進歩に迅速に対応するため。
- (ウ) 新たなビジネスに挑戦しやすい法的環境を整えるため。

(2) 一般規定を導入した場合の条件整備

- 一般規定を導入した場合、紛争や利害調整のため、法制度だけでなくガイドラインやADRなどの環境整備が必要ではないか。

(3) 一般規定と個別規定の関係

- 必要な権利制限については、個別規定での対応を図りつつ、いわゆる「受け皿」規定として個別規定の末尾に一般条項を設けるという考え方でよいか。

(4) 一般規定の具体的な規定振り

- 一般規定の中で定める考慮事項にはどのようなものが必要か。